

# 近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産

—直釜の構造とその変容—

はじめに

- 一 炭木山の森林経営と御用炭生産の歴史的展開
  - 二 化政期の御用炭生産と直釜の生産構造
    - (一) 銅山木山役所(下浜木山役所)の職務と生産周期
    - (二) 炭役所の予算と直釜の生産構造
  - 三 天保→弘化期の釜子不足と直釜の変容
    - (一) 釜子不足とその背景
    - (二) 釜子不足と前貸の高騰
  - 四 弘化元年直釜にみる変容の実態
- おわりに

はじめに

本稿は、秋田藩阿仁銅山の精錬過程で消費された炭である「阿仁銅山御用炭」(以下、御用炭)について、「直釜」と呼ばれた藩直営生産の構造とそ

近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産

の変容を説明することを目的とする。

近世林業の一つ目の側面は、加藤衛抜氏が重要視するように、都市の発展に伴う材木・薪炭生産である。加藤氏は、明治初期の東京・大阪市場への移出国別林産物額を用いて、都市向けの材木や薪炭の供給地を明らかにし、近世後期・幕末における林業地帯の動向を類推している。<sup>(1)</sup> こうした都市向けの材木や薪炭を供給した各地の林業地帯については、個別研究も豊富に蓄積されてきた。しかし、本稿が課題とする近世林業のもう一つの側面、つまり鉾山向けの材木・薪炭生産については、従来ほとんど研究がみられない。近世鉾山の採鉾過程では坑道を支える坑木が、精錬過程では薪炭が必須であった。坑木は主に青木と呼ばれる針葉樹から生産された材木の一種であり、薪炭は主に雑木と呼ばれる広葉樹から生産された燃料材・還元剤である。このうち、特に大量に消費されたのが炭であった。

本稿が分析対象とする阿仁銅山は、秋田郡大阿仁大又川流域(図1・2)に開発された一一の銅山の総称であり、別子銅山とともに近世日本の主要銅山と位置付けられる。<sup>(2)</sup> 阿仁銅山の中心である小沢山の出銅量は寛文一〇

芳賀和樹

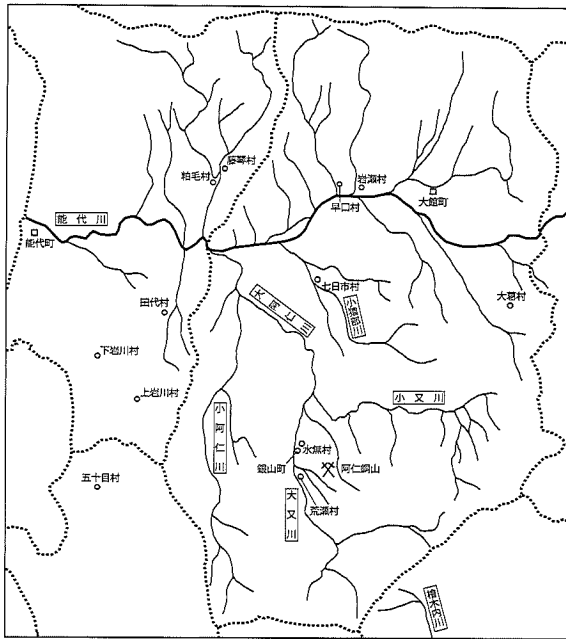


図2 銅山掛山周辺地域

出典：沢田和博「秋田林業技術史」(日本林業技術協会編『林業技術史 第2巻 地方林業編下』日本林業技術協会、1976年)257頁の第1図と参謀本部陸軍部測量局輯製二十万分一図「弘前」(明治22年<1889>輯製製版)、「秋田」(明治23年<1890>輯製製版)などより作成。  
註)銅山掛山は小猿部川・大阿仁川(大又川・小又川)・小阿仁川流域の広範囲と檜木内川上流に設定された。

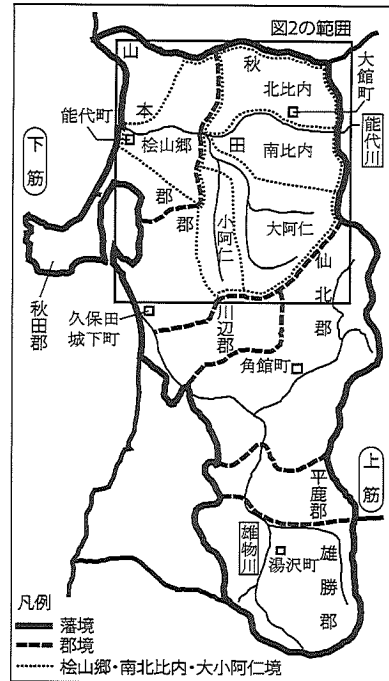


図1 秋田藩領略図

出典：秋田県編『秋田県林業史 上巻』(秋田県、1973年)104頁の図に加筆修正して作成。

年(一六七〇)の開鉱から漸増し、宝永五年(一七〇八)には二〇〇(阿仁銅山全体で三六〇万斤に及んだ(二斤は一六〇匁で約〇・六キログラムに相当))。その後、出銅量は漸減しつつも、近世を通じて生産を維持した。

近世における銅鉱石の精錬過程を簡潔に述べると、まず鉛と呼ばれる硫化銅鉱を薪で焼き、硫黄分を除去して酸化銅を生成する。ここへ溶剤と炭を加えて溶解し、酸化銅を炭素で還元することで荒銅と呼ばれる銅が得られる<sup>(4)</sup>。こうした銅の精錬にどれだけの御用炭を要したのか、弘化元年(一八四四)を例にみてみよう。当年における銅の生産量が約七四万斤であったのに対して、当年生産された御用炭量は約五四万貫目であった<sup>(5)</sup>。一貫目は一〇〇〇匁で約三・七五キログラムに相当するため、五四万貫目は約二〇〇〇トンとなる。さらに阿仁銅山の最盛期を考慮すれば、極めて莫大なる量の御用炭が銅生産継続のために必要であったことがわかる。

このため、阿仁銅山初期の発展は周辺森林資源を急速に減少させ、元文五年(一七四〇)には阿仁銅山周辺の山林に「銅山掛山」が設定されて、森林資源の育成が図られるようになった。銅山掛山は小猿部川・大阿仁川(大又川・小又川)・小阿仁川流域と檜木内川上流域に広範に存在し、坑木などの諸材木を生産する「材木山」、焼木と呼ばれる薪を生産する「焼木山」、そして炭を生産する「炭木山」の三つに区分されていた。さらに、宝暦十二年(一七六二)以降には「番山繰」と呼ばれる森林経営計画が立案され、森林資源の持続的利用が意図された。実際の御用炭生産は当初請負が支配的であったが、宝暦(天明期(一七五一―一七八八)頃から直釜が中心となった。直釜は藩直営の生産であり、直釜全体を差配した銅山木山役所(下浜木山役所)の下で、炭役所を中心に実施された。直釜の御用炭生産に従事したのは「釜子」と呼ばれる百姓で、銅山木山役所(下浜木山役所)

によって雇用された。化政期（一八〇四～一八二九）頃までの直釜は比較的安定した生産を継続していたと考えられる。しかし、釜子の不足が問題化し始めた文政末年から、直釜は徐々に動揺をはじめ、天保～弘化期（一八三〇～一八四七）には深刻的に不安定な生産状況に陥った。その結果、弘化二年に直釜は入札請負制に転換する。本稿では、阿仁銅山の稼行を根底から支えた御用炭生産について、化政期における直釜の生産構造と、天保～弘化期におけるその変容を解明したい。

分析に入る前に先行研究を整理しよう。戦前、林学の立場から秋田藩林業史を検討した岩崎直人氏は、阿仁銅山周辺の森林資源減少と、藩の対策としての銅山掛山の設定・番山繰の歴史的展開を詳細に解明した<sup>(6)</sup>。しかし、阿仁銅山で要する材木・薪炭が実際にどのように生産されたのかについては追究されていない。その後、林業史の分野では、『秋田県史』近世編上<sup>(7)</sup>下や『秋田県林業史』上巻が上方市場向けの材木生産とそれに伴う植林、城下町周辺の薪炭生産を解明したが、鉱業における森林資源利用については山林荒廃と結びつけるに留まった<sup>(8)</sup>。一方で鉱業史の分野では、佐々木潤之介氏が長崎貿易用の銅確保を図る幕府との関係に着目しつつ、阿仁銅山の支配・経営や技術・労働組織を論じた<sup>(9)</sup>。そのなかで佐々木氏は、炭役所の子算や釜子の労賃、釜子の不足問題についても言及するが、佐々木氏自身も認めるように概括的な分析である。このように、近世における鉱山向けの材木・薪炭生産を追究した研究がほとんどみられなかったのは秋田藩だけではない。これは林業史研究が専ら都市向けの材木・薪炭生産を想定し、鉱業史研究が鉱山の支配・経営や採鉱・精錬技術に焦点を当ててきたためと考えられる。

この動向に対し、近年、近世鉱業の森林資源利用を追究する研究が増え

つつある。特に本稿との関連では、土谷絃子氏が大葛金山を中心に秋田藩諸鉱山の森林資源利用について、地域社会の動向をも視野に入れて通史的に論じている<sup>(11)</sup>。また、土谷氏は銅山掛山における雑木の利用にも言及する<sup>(12)</sup>。しかし、土谷氏は阿仁銅山をはじめとする諸鉱山向けの材木・薪炭がどのように生産されたかについては、構造的な分析を加えていない。

よって本稿では史料上、御用炭生産の詳細を知りうる文化～弘化期に焦点を当て、直釜の生産構造とその変容を具体的に明らかにする。

なお、分析に用いる史料は①「銅山木山方旧記」②「銅山木山方以来覚」③「銅山之木山方御用記」<sup>(15)</sup>である。①②は銅山掛山の森林経営や材木・薪炭生産に関わる文書を藩が弘化期に編纂したものである。③は銅山掛山における材木・薪炭生産に関与した木山方吟味役の賀藤才治が、天保～嘉永期（一八三〇～一八五三）の実務に関わる内容を書き留めたものである。これらは編纂史料であるため誤写の危険もあるが、阿仁銅山向けの材木・薪炭生産を解明する上で重要な史料群である<sup>(16)</sup>。

#### 一 炭木山の森林経営と御用炭生産の歴史的展開

本章では、文化期（一八〇四～一八一七）までの炭木山の森林経営と御用炭生産の歴史的展開について、特に請負から直釜への転換に焦点を当てて検討する。銅山掛山の支配担当と役所、炭木山の森林経営と御用炭生産の変遷は表1の通りである。

まず、炭木山における森林経営の展開を概観しよう。阿仁銅山初期の発展は周辺の森林資源を急速に減少させ、元文五年（一七四〇）には銅山掛山を設定して森林資源の育成を図った。しかし、銅山掛山は宝暦期（一七五

表1 炭木山の森林経営と御用炭生産の歴史的展開

年代	内容
延宝 3年(1675)	◎惣山奉行(天和3年<1683>以降は他職が兼帯するが便宜上略)支配に。
正徳 2年(1712)	◆以前から請負によって生産。
享保10年(1725)	◆請負を史料上で確認。
元文 5年(1740)	◇銅山掛山設置。○惣山奉行支配に。
宝暦 7年(1757)	◆請負を史料上で確認。
宝暦11年(1761)	○本方奉行支配に。●銅山木山役所を水無村に設置。
宝暦12年(1762)	◇銅山掛山に番山繰を立案。
明和元年(1764)	●銅山木山役所を廃止、銅山役所へ併合。○この頃より本方奉行・惣山奉行の両支配か。
天明 5年(1785)	◎惣山奉行廃止、銅山奉行支配に。○本方奉行・銅山奉行の両支配か。
天明 7年(1787)	◆直釜を史料上で確認、炭役所に阿仁銅山から手代や下代が詰めて生産。
寛政 2年(1790)	◎銅山奉行廃止、惣山奉行支配に。○本方奉行・惣山奉行の両支配か。
寛政 5年(1793)	○財用奉行・惣山奉行の両支配か。
寛政 7年(1795)	●水無村下浜に下浜木山役所と呼ばれる銅山木山役所を設置。
寛政11年(1799)	○郡奉行支配に。
享和 2年(1802)	○財用奉行・惣山奉行の両支配か。◆直釜。当年より下浜木山役所で御用炭生産を取り纏めたが、文化元年までは阿仁4か山の手代と下浜木山役所の炭役人が炭役所に詰めて生産。
文化 2年(1805)	●下浜木山役所を廃止、真木沢山(銅山役所か)へ併合。◆直釜。下浜木山役所の炭役人が炭役所に詰めて生産。以降、直釜が中心。
文化 4年(1807)	●下浜木山役所を設置。
文化 8年(1811)	○惣山奉行支配に。●下浜木山役所を廃止、真木沢山(銅山役所か)へ併合。
文化12年(1815)	●下浜木山役所を設置。
文政 4年(1821)	◇炭木山で番山繰を再編。
天保 2年(1831)	○勘定奉行(文化10年に財用奉行から職務移管)・惣山奉行の両支配。●銀山新町下に設置。
天保13年(1842)	◇炭木山で番山繰を再編。
天保14年(1843)	●下浜木山役所を史料上で確認。
弘化元年(1844)	●下浜木山役所を史料上で確認。
弘化 2年(1845)	●下浜木山役所を史料上で確認。◆直釜の廃止、入札請負制へ変更。

出典：「銅山木山方旧記」「銅山木山方以来覚」「銅山之木山方御用記」(いずれも東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館蔵)、岩崎『研究』、森朋久「秋田藩鉾山役人についての一考察—惣山奉行下代を中心にして—」(『地方史研究』第43巻3号、1993年)より作成。

註)表中の記号は、◎阿仁銅山の支配に関する内容、○銅山掛山及びそこでの林産物生産の支配に関する内容、●銅山木山役所に関する内容、◇銅山掛山、特に炭木山の森林経営に関する内容、◆御用炭生産に関わる内容を示す。

一七六三には既に有効に機能しておらず、同一二年になると銅山掛山に番山繰が立案された(以下、宝暦一二年番山繰。番山繰とは、設定した期間内において、林産物を安定的に供給するための森林経営計画である。さらに、天然更新・人工更新によって伐跡地の森林資源を育成させ、長期的にローテーションすることで、森林資源の持続的利用を意図した。宝暦一二年番山繰の場合は、森林資源の蓄積を把握した上で、炭の運送経費の平準化を目的に近山と遠山を組み合わせた炭木山の利用を計画し、伐跡地の天然更新を促して森林資源を育成しようとした。以後炭木山では文政四年(一八二二)、天保一三年(一八四二)に番山繰が再編され、特に天保一三年に再編された番山繰は、森林資源が更新して、成林するまでの期間を考慮し、御用炭生産に適した森林資源の造成を伴う、緻密で高度な計画であった。<sup>17)</sup>

次に、こうした炭木山の森林経営

を基盤とする実際の御用炭生産の展開を検討する。岩崎氏によれば、御用炭は正徳二年(一七二二)以前から請負によって生産されており、生産量に応じて炭役銀が賦課されていたという<sup>(18)</sup>。実際に享保一〇年(一七二五)と宝暦七年には、請負による生産が史料上確認される<sup>(19)</sup>。この点について、文政一三年(天保元年)以降の作成と推定される史料には「往古ハ御直釜も有之候得共、請負勝之由」とあることから、古くは請負による生産が支配的であったといえる。

しかし、「天明七末年木山下代吉田久蔵炭釜調之事」<sup>(21)</sup>によれば、天明七年(二七八七)には炭釜一六九箇のうち八箇の請負を除く一六一箇が直釜であり、阿仁銅山の手代や下代が炭役所に詰めて生産していた。さらに本史料には、「享和二戌年より下夕浜御役所にて炭・焼木・諸材木御取纏ニ候へ共、文化元子年迄ハ炭役所限四ヶ山之御手代志人宛・下夕浜より炭役人志人宛、役組にて相勤申候、同二丑年銅山御人詰已来銅山より不参、下夕浜にて炭役人御召抱、御直焼ニ罷成申候」と加筆があり、享和二年(一八〇二)から銅山木山役所(下浜木山役所)で御用炭生産を取り纏めたが、実際には文化元年まで銅山木山役所(下浜木山役所)で召し抱えた炭役人と阿仁四か山の手代が炭役所に詰めて直釜を担当しており、翌二年以降になって銅山木山役所(下浜木山役所)の炭役人のみで直釜を実施するようになったことがわかる。

管見の限り、以後文化期から弘化元年(一八四四)までの御用炭生産は直釜が支配的である。したがって、宝暦七年と天明七年の間に、請負から直釜への御用炭生産の転換が想定される。この背景は史料上不明であるが、当該時期に立案された宝暦一二年番山繰との関連で、以下のように推察できよう。すなわち、たとえ番山繰が計画されても、実際の御用炭生産に反

映されなければ意味がなく、宝暦一二年番山繰の徹底を図る藩が、より規制力の強い直釜を志向した結果と考えられる。

## 二 化政期の御用炭生産と直釜の生産構造

### (一) 銅山木山役所(下浜木山役所)の職務と生産周期

前章では、銅山木山役所(下浜木山役所)<sup>(22)</sup>が享和二年(一八〇二)から御用炭生産を取り纏め、文化二年(一八〇五)以降は銅山木山役所(下浜木山役所)で召し抱えた炭役人が炭役所に詰めて直釜を実施したことが明らかとなった。本章では、直釜が比較的安定していたと考えられる化政期(一八〇四～一八二九)に焦点を当てて、直釜の生産構造を銅山木山役所(下浜木山役所)と炭役所の二階層から解明する。本節では銅山木山役所(下浜木山役所)の職務内容から御用炭の年間生産周期を明らかにし、合わせて銅山木山役所(下浜木山役所)の役割を考察したい。

表2は、銅山木山役所(下浜木山役所)の年間職務暦を記した史料から、御用炭生産に関わる内容のみを整理したものである。本史料の作成年代は、文化一三年から文政六年(一八二三)頃と推定され<sup>(23)</sup>、化政期の御用炭生産を知りうる重要な史料である。

本表の職務内容から年間生産周期を図示すると矢印のようになる。九月中旬を起点とし、次年分の運送用牛馬を手配して、阿仁銅山から御用炭の注文を提出させた。一〇月中旬には注文量に基づいて、炭役所ごとに御用炭の予定仕上値段を提出させ、百姓からも請負の願い出があれば同様に予定仕上値段を提出させた。一〇月下旬には、直釜・請負の「沢分ケ」・生

表2 化政期頃における銅山木山役所の御用炭生産に関わる職務層

周期	時期	職務
3月	中旬	釜頭を通じて釜子へ登山日限を通知する
	下旬	南部牛の雇方を吟味する
5月	月上旬	炭釜を普請して生産開始後、炭釜1筒ごと肩数を見積り、買入値段を決定する
	5月中	註) 「其向江罷越、精々論立可申事」
7月	10日頃	釜子は盆休みにつき下山。休み明け後の労働を考慮して労賃の半分を支払う(残賃のある者へは往来用に銭200文程を貸与する)
	20日頃	盆休み明けで釜子を再び登山させる
9月	中旬	炭方は残らず下山。釜子の労賃を決算し、年間の仕上勘定を取り纏めて提出する
		次年分の運送用牛馬を手配する 4か山から次年分の注文を提出させる
10月	中旬	炭役所ごとに次年分の予定仕上値段を提出する
		次年分の請負の願い出があれば、予定仕上値段を提出させる
12月	下旬	直釜・請負の「沢分ケ」・生産量・仕上値段の予定を久保田の役頭へ伺い出る
		請負人へ「沢分ケ」・炭量を申し付ける 釜子の雇用につき炭役人を派遣する

出典：「同処(下浜役所一筆者註)年中行事并炭・焼木・諸材木山廻山・留善請迄手配之事、附而時々入料并不時共之事」(「銅山木山方以来覚」6-3)より作成。

註)内容は不明であるが、炭役所などへ赴いて諸注意を申し渡すことと推測される。

産量・仕上値段の予定を役頭へ伺い出<sup>25)</sup>。一二月下旬には役頭の返答を受けて、請負人へ「沢分ケ」・生産量を申し付け、直釜の釜子を雇用するために炭役人を派遣した。三月中旬には釜頭を通じて釜子に登山日限を通知し、三月下旬には運送用の南部牛の雇方を吟味した。五月上旬、炭釜を普請して生産が開始されると、肩数を見積もって買入値段を定めた<sup>26)</sup>。七月一日頃には盆休みで釜子が一時下山するが、二〇日頃には再び釜子を登山させ、九月中旬まで御用炭が生産された。生産終了後は釜子の労賃を決算して支払い、年間の勘定を取り纏めた。本史料には阿仁四か山への御用炭

の運送が記されていないが、生産と並行して牛土などによる運送が進められたと考えられる。  
このように銅山木山役所(下浜木山役所)は、阿仁四か山で要する御用炭を請負と直釜で円滑に供給できるよう、御用炭生産全体を差配する役割を果たしていた。

(二) 炭役所の予算と直釜の生産構造

御用炭生産全体を差配した銅山木山役所(下浜木山役所)の下で、直釜を実施したのが炭役所であった。ここでは炭役所を中心に直釜生産のあり方を説明する。

本節で中心となる史料は「炭方御直任上中勘筆立凡積り之事」<sup>27)</sup>で、文化期(一八〇四〜一八一七)における炭役所の平均的な予算と、この天保期(一八三〇〜一八四三)までの増減を記したものである。本史料には炭役所で要する諸経費が詳細に書き上げられているため、予算の内容から文化期における直釜の生産構造を明らかにできる。これを内容ごとに整理して表3を作成した。

最上段の炭買入代は、炭役所が釜子から購入した御用炭の代銭であり、予算の約五〇%を占めた。ただし、釜子は雇用されたので、炭買入代は実質的には労賃であった。内訳の焼賃は、炭釜での製炭に対する労賃であり、背負賃は、製炭した御用炭を炭役所まで運送することに対する労賃である。次いで多いのは、炭役所から阿仁四か山へ御用炭を運送する牛土に支払われた炭仕送駄賃で、予算の約二五%に相当する。炭役所の予算、換言すれば直釜の生産経費の約七五%が、この二つで占められていた<sup>28)</sup>。

表3 文化期における炭役所の予算と天保期までの増減

内容		価額(貫文)	割合(%)	天保期までの増減
炭買入代	焼賃(炭88000貫目分/10貫目に付き0.07貫文)	616.000	—	—
	背負賃(炭88000貫目分/10貫目に付き0.05貫文/7肩にて)	440.000	—	—
	小計	1056.000	50	—
炭仕送駄賃	(炭88000貫目分/10貫目に付き0.06貫文)	528.000	25	①天保6年：10貫目に付き駄賃0.005貫文引上(+44貫文)・駄賃用の蓆と縄(牛士11人/+17.143貫文)を支給、②天保13年：米(牛士11人/5～9月の5か月分/+82.5貫文)・味噌(牛士11人/5～9月の5か月分/+11.55貫文)・金2両3歩(牛士11人/+18.7貫文)を支給(註4)
炭役銀	(炭80000貫目分/10貫目に付き0.02貫文)	160.000	8	文化元年より炭役銀を廃止(-160貫文)
給代等	給代(炭役人2人<主役/下役>/釜頭1人/炭堀1人/並中間4人)・合力等	118.120	6	文化11年より炭役人へ扶持米と薪炭を支給(+53.8貫文)
食料代	炭役人2人・釜頭1人・炭堀1人・炊1人・並中間3人・不時出入1人分(米16.2石/味噌64.8貫目/塩1俵/野菜)	91.138	4	文政7年より米を削減(-14.904貫文)
諸品代	古鉄道具持直代(鑪先/鍬先等)・新鉄道具買入代(鑪/鍬/鍋)等	41.462	2	—
諸品為登駄賃	米駄賃(86.025石分)(註1)味噌駄賃(320.4貫目分)(註2)等	21.265	1	—
日雇労賃	釜道造250人・牛道造50人・牛小屋掛等50人・臨時50人の合計400人	48.000	2	—
その他	米1石代(釜子に支給する酒の分)・味噌5貫目代(釜子に酒を支給する際の支給分)・米4.035石代(搗減等の減少分)・味噌15貫目代(運送中等の減少分)等	55.781	3	—
合計		2119.766	100	—
利銭	出目米9石(註3)	-41.400	—	—
	10貫目に付き0.6貫文の味噌を釜子へ0.75貫文で売却して生じる利銭	-3.534	—	—
	賃物代(鑪・鍬・鍋合計約80/4～9月の6か月/1つ1か月0.04貫文)	-19.200	—	—
	小計	-64.134	—	—
差引合計		2055.632	—	—

出典：「炭方御直仕上中勘筆立凡積り之事」(「銅山木山方以来覚」1-6)より作成。

註1)このうち、64.79石は釜子35人と欠番打3人の38人分(4～9月の150日分)、16.2石は炭役所分、1石は釜子に支給する酒の分、4.035石は搗減や運送途中などにおける減少分であるという。

2)このうち、235.6貫目は釜子35人と欠番打3人の38人分(4～9月の150日分)、64.8貫目は炭役所分、5貫目は釜子に酒を支給する際の支給分、15貫目は運送途中などにおける減少分であるという。

3)米1俵2斗5升を釜子に渡す場合、1俵2斗2升で渡すため、1俵につき3升分の出目米が生じるといふ。しかし、釜子らに渡す米64.79石を元に計算しても、生じる出目米は9石に及ばない。また、文化3年からは出目米ではなく、米1石4.6貫文を5.3貫文で釜子に売却し、1石につき0.7貫文の利銭を得たといふが、詳細は不明である。

4)天保13年より炊半人分の米0.75石・味噌3貫目も支給(+4.275)されるが、炊半人分の意味は不明である。

5)割合は小数点第1位を四捨五入してあるので、合計しても100%にはならない。

6)合計は史料上2019.766貫文となっているが、実際の計算では2119.766貫文。

表4 天保8年頃における一般的な釜子の稼方

内訳		数量	価額(貫文)		備考
			単価		
炭買入代	焼賃	2200貫目	0.070/10貫目	15.400	平年1人焼背負分
	背負賃(3肩にて)	2200貫目	0.024/10貫目	5.280	平年1人焼背負分
	A)小計	2200貫目	0.094/10貫目	20.780	平年1人焼背負分
諸品代	米代	1.85石	5.300/1石	9.800	4~9月の5.5か月分
	味噌代	8.25貫目	0.175/1貫目	1.444	4~9月の5.5か月分
	塩代	3升	0.040/1升	0.120	—
	葉蓂代	1.100貫目	0.075/0.1貫目	0.825	—
	酒代	—	—	0.440	—
	にしん代	1把	—	0.150	—
	すご代	—	—	0.100	—
	鍛冶細工代	—	—	0.400	—
	鯨之類代	—	—	0.100	—
	塩引代	—	—	0.350	—
	釜普請日雇代	5人	0.120/1人	0.600	—
	賃物代(鑪・鍋・鍬)	—	—	0.400	—
B)小計	—	—	14.734	—	
前貸	春元貸(年内貸共)	—	—	5.100	金子3歩
	盆貸	—	—	1.700	金子1歩
	C)小計	—	—	6.800	金子4歩
手取	差引 A-(B+C)	—	—	-0.754	残賃

近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産

出典：「釜子取扱形炭役人より申出候事、附而釜子品々差引高取調諸品渡方之事」(「銅山木山方以来覚」1-23)より作成。

註)実際の計算ではAは20.680、米代は9.805。

給代等を見ると、釜子・牛士とは別に炭役所の直釜に携わって給代が支払われた炭役人二人(主役・下役)と釜頭・炭堀・並中間の存在が窺われる。このうち炭役人は、御用炭や諸品の運送、釜子の雇用を手配し、番山繰の遂行に努めた役職である。<sup>29)</sup> 主役が最も上級の職であり、以下、下役・下役並・小使・給仕・給仕並と続く。<sup>30)</sup> 弘化元年正月の時点では合計一五人を数え、うち一三人に苗字が記されていないので、身分は百姓であったことがわかる。一五人中、父子で勤めている者が四組みられ、<sup>31)</sup> 炭役人の世襲が窺われる。彼らの出身は大部分不明であるが、弘化元年正月の時点で下役並を勤めていた善兵衛が屋敷村の地主であったことから、<sup>32)</sup> 百姓のなかでも村役人クラスの上層の者が就いたと考えられる。また、釜頭は釜子の雇用と登山日限の通知に関与していた<sup>34)</sup> ほかは判明しないが、少なくとも釜子を統率する立場にあったと思われる。炭堀・並中間については不明である。

諸品為登駄賃の内容を検討すると、炭役所に運び込まれた米・味噌の量と使途の内訳がわかる。内訳に記された米・味噌の代金は、直釜で消費される以上、炭役所の予算に計上されるはずである。しかし、釜子三五人と欠番打三人への支給分である米六四・七九石と味噌二三五・六貫目の代金のみ、予算のなかに見い出すことができない。この点について、時代は下るが、天保八年(二八三七)頃における一般的な釜子の稼ぎを表4に整理した。<sup>35)</sup>

本表を分析すると、釜子は炭買入代から、支給された米や味噌などの諸品代を差引上納し、さらに前貸分を差し引かれた額を手取として受け取った。本表の例では、炭買入代が諸品代と前貸分の合計を下回り、釜子に「残賃」という負債が生じている。よって、表3で釜子に支給される米や味噌の代金が炭役所の予算のなかに見い出されないのは、それを釜子自身



が負担していたためと考えられる。

米と味噌の代銭に関連して表3の利銭をみると、炭役所は釜子に米や味噌を買い値段よりも高値に売却しており、米については一俵に付き三升の出目(のちに一石につき七〇〇文を、味噌については一〇貫目につき一五〇文を利益として取得していたことがわかる。しかし、釜子自身が一五〇日分の食料を準備して山中へ運ぶ労力を考えれば、一概に藩による収奪とはいええない。

さらに、利銭のうち貨物代についてみてみよう。貨物代とは賃賃料と考えられ、月々約八〇の鑪・鍬・鍋が一つ四〇文で貸し出されている。借りた相手は、表4の諸品代のなかに貨物代がみえ、炭買入代から上納されていることから、釜子であることがわかる。鑪は斧であり、御用炭を焼くための雑木の伐採に用いられたと考えられる。鍬は炭釜を普請する際に用いられたのであろう。鍋も山中での生活に欠くことはできない。釜子は鑪・鍬・鍋を炭役所から借り入れて、御用炭を生産していた。これらの道具の購入・修繕費は諸品代に計上されており、その供給元については、鑪は弘化元年(一八四四)に水無村横町の鍛冶である清松と久保田城下の鍛冶である鏡屋六兵衛とに注文して値段を比較している。また、鍋は、年代は不明であるが、五十目村に存在した鍋座から購入していた。

このほか、日雇労賃からは釜道造・牛道造などのために四〇〇人の日雇が雇用されていたことがわかる。釜道とは炭役所から炭釜へと続く道であり、牛道とは炭役所から阿仁四か山へと続く道であろう。

以上の分析に前節の検討内容を加え、化政期における直釜の生産構造を概念化すると図3のようになる。阿仁四か山から注文を受けた銅山木山役所(下浜木山役所)は、御用炭を生産する山林や生産量、仕上値段を取り纏め

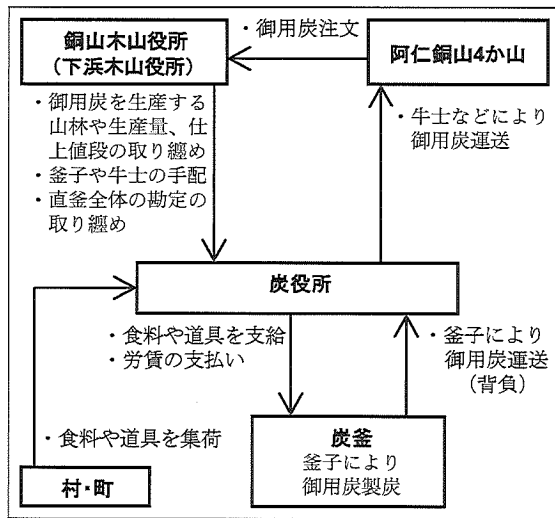


図3 直釜の生産構造の概念図

め、直釜に従事する釜子や牛士の雇用を手配した。この下で、炭役所が食料や道具を集荷して釜子に供給し、生産された御用炭を集荷して牛士などに各銅山へ納入させた。

最後に、化政期における直釜の役割を、地域社会との関係で考察しておきたい。釜子は四月〜九月の農繁期に直釜に従事しているため、田畑に再生産の基礎を置く百姓ではなからう。こうした釜子にとって、代銭を負担するとはいえ、生産に必要な食料・道具を供給し、稼ぎ口を提供する直釜は重要な存在であり、地域社会の再生産を支える役割をも有していたと考えられる。

三 天保く弘化期の釜子不足と直釜の変容

(一) 釜子不足とその背景

はじめに述べたように、前章で検討した直釜の生産構造は釜子不足によって文政末年から動揺をはじめ、天保く弘化期(一八三〇―一八四七)には御用炭生産を不安定にした。本章では、直釜の変容を具体的に明らかにする。

まず、釜子不足が問題化した当初の状況を確認したい。管見の限り、釜子不足を最も早く伝える文政十一年(一八二八)の史料<sup>(38)</sup>によれば、「釜子共雇方之儀者(中略)院内或ハ伊達辺江働ニ参候杯之障り申間、被雇参り候もの不足ニ相成、畢竟相對頼之事故、我俣之申間如何共取扱可申様無御座候」とあり、従来釜子として雇用してきた百姓が雄勝郡院内や陸奥国伊達郡まで働きに出てしまい、直釜の釜子が不足していたが、釜子の雇方が「相對頼」であるため、対処できていなかった。天保二年の史料<sup>(39)</sup>によれば、従来釜子は大阿仁・小阿仁・小猿部・比内岩瀬村・早口村・山本郡藤琴村・粕毛村・田代村・上下岩川村周辺から雇用してきたが、「近年右村々炭焼(釜子の意―引用者註)共甚以不足」であるという。したがって直釜の釜子の不足は文政末年から天保初年にかけて問題化したと考えられる。

次に天保期における釜子不足の展開とその背景を検討するために、「史料1」を引用する。

〔史料1〕<sup>(40)</sup>

乍憚以上書奉申上候

一、釜子雇方之儀者凶作已来人不足ニ相成年々相難、御入附炭都合ニ相成兼候て恐入奉存候ニ付、此上御直段ニ而も被増下置候ハ、他領江働ニ参候者も此方江雇方ニ相成可申哉之趣奉願申上候所、去子(天保十一年)夏釜より平年之五増陪<sup>(41)</sup>ニ被仰付、右を以取扱罷有候得共、諸品直段不相替高直にて米ハ下直ニ相成為め、当時召使居候釜子も当夏釜より御暇被下度類ニ願出、猶去年内より当閏正月迄向々釜頭を以、比内大葛・岩瀬・早口・小阿仁辺、当夏釜人雇方江相廻し候得共一円雇不申、一躰脇々之振合より八間ニ合不申杯と申唱候て相立候者も無之、当惑至極恐入奉存候、(中略)世間振合より八炭代下直ニ御座候故、畢竟是迄相立候ものも暇願、勿論新ニ被相雇候者ハ無之哉ニ奉存候、依之御時節柄重畳ニ恐至極ニ奉存候得共、別紙取調奉申上候間、右直段ニも御取扱被下置候ハ、夏釜人雇方都合ニも可相成哉ニ奉存候、宜様御沙汰被下置候て直段御極、此節より雇方為致被下置候様奉願上候

右之趣宜被仰上被下置度奉願上候、以上

天保十二年丑二月 炭役人中

(別紙略)

(丸括弧内は引用者による)

史料1は、天保一二年(一八四一)、炭役人が勘定方<sup>(41)</sup>に対し、釜子不足の状況と対策を述べた口上書である。本史料によれば、天保四年の凶作以来、人不足によって釜子の雇方が困難であるという。さらに、釜子不足には他領への稼ぎも影響しており、それを抑制して釜子の雇方を円滑化するため、天保一一年から労賃を平年の五倍とした。しかし、諸品の値段が相変わらず高値であるため、当時雇用していた釜子でさえも解雇を頻繁に願い出て

いた。釜子雇用のために、釜頭を比内大葛・岩瀬・早口・小阿仁周辺まで派遣しても全く雇用できない危機的状況が示される。そこで、釜子が確保できないのは、「脇々」、つまり世間一般の労賃よりも直釜の労賃炭買入代が低いためであり、労賃を「別紙」のように値上げすれば、釜子を確保できると主張する。省略した「別紙」では、平年の八倍への値上げが要求された。

本史料からは、既に文政末年にみられた他領への稼ぎに天保飢饉の影響が重なり、天保期には釜子の不足が深刻化したことがわかる。また、釜子として雇用してきた百姓が他領へ稼ぎに出るのは、直釜の労賃が低く、これに諸品値段の高騰が加わったためであった。前章で検討したように、釜子は炭買入代から諸品代と前貸分を差し引かれて手取を得たので、諸品代の値上がりは釜子の手取を減らし、ひいては残賃を生む。表4で天保八年頃の一般的な釜子の稼ぎが残賃となっている事実は、直釜の労賃の低さを物語っている。さらに、炭役人が釜子の雇用について述べた天保九年の史料<sup>(42)</sup>には「畢竟脇々之振合と見競候得ハ、銅山方者間ニ合不申杯と申事にて、雇方甚難渋至極ニ奉存候」とあり、他の稼ぎと比較すると直釜の労賃が低いことを理由に、釜子が直釜への従事を忌避している状況が読み取れる。文政末年からみられ、天保期に深刻化した釜子不足は、「相對頼」ゆえに個々人の判断で容易に稼ぎ口を変えることのできた釜子が、より好条件の稼ぎへと主体的・積極的に身を転じた結果であり、さらに天保飢饉と重なって、危機的な状況を呈するに至ったのである。

こうした釜子不足に対し、役人は釜子の労賃を値上げすることで雇用の円滑化を図った。天保五年からは炭一〇貫目につき焼賃一五文が引き上げられ、天保一〇年の時点では二・六倍であった<sup>(43)</sup>。さらに、同一一年には

〔史料1〕に示した通り五倍、同一四年には八倍から一三倍へと急速に引き上げられた。労賃の急速な値上げだけでも、天保期における釜子不足の深刻さを窺い知ることができる。

この深刻な釜子不足は、直釜の御用炭生産に大きな影響を与えた。天保一三年の史料<sup>(44)</sup>によれば、「向々炭之手配、先年ハ夏釜斗ニて相弁候所、凶作已来人不足、無掇夏冬両度炭入置候」とあるように、以前から直釜は夏釜のみであったが、天保四年の凶作以来、人不足によって釜子が確保できず、夏釜と冬釜の二期に渡って直釜を実施しているという。釜子不足によって、御用炭の年間生産周期は変更を余儀なくされたのである。

## (二) 釜子不足と前賃の高騰

前節で明らかにした釜子の不足問題は、労賃だけでなく、前賃分の高騰も引き起こしていた。本節では、前賃分が高騰した要因を分析することで、釜子不足が深刻化した背景をより詳細に明らかにしたい。

〔史料2〕<sup>(45)</sup>

### 演説覚

銅山方・木山方・御薪方ニおるて年々山子御雇之砌、御手代又ハ山頭・釜頭体之者村々江相廻し、平年ハ山子壹人ニ付御前賃金壹歩<sup>(分)</sup>より式歩迄、上々之働致候者江ハ精々四・五貫文位迄被貸下御雇被成置候処、凶作已来人不足ニ相成候ためにも可有之、御雇ニ出候者多ク無之ニ付、年々御雇之節諸村江人を相廻し、向々労費も不少ものニ御座候、右三方ニおるて木羽・材木・薪・炭抽出、年中夫々時節有之、手後レニ相成候てハ御大事ニ付、御前金多分ニ貸被下候而も其時を失ひ不申

様ニ手配致度心得より、三方ニおゐて相互ニ御前貸増置候振合ニ罷成、此節ハ山子老人江式両式歩<sup>(分)</sup>迄貸被下候者も有之、随而山仕舞之節働を以御前金差引不相濟、残貸引負之者不少有之義ハ三方一同ニ御座候得共、別而銅山木山方江被相雇候山子共数百人、十余年来之残錢三万貫文余有之義ハ、此度取調書を以入御覽候通ニ御座候、山子共之義ハ皆以小百姓ニて巳年大凶作之節ハ別て遅き御救助を奉蒙候者共にて、御国恩之程難有奉存、

御国用江不被召使候得者不相成管ニ御座候所、過当之我儘申暮、年々御雇之節向々不容易勞費と相成候得ハ、嚴重之御取示無之候而ハ不相成義と奉存候、(中略)此義御太事ニ御座候得ハ、当冬釜御雇之節より上々之山子一人ニ付御前貸金三歩ニ相限り、内一步御雇被成置候節足繫キとして被貸下、残り式歩ハ出立之砌被貸下、夫より中下之山子江ハ式歩より壹歩式朱位迄段々相減被貸下候事ニ御規定被居置、郡方江急度被仰渡被下度奉存候、(中略)右御前貸高御定之義ハ三方御役所ニ相限り候事ニ無之、村々自分渡世のため木羽・材木・薪・炭差出候ニ付山子共相雇候類御領中処々有之、彼等ニおゐても自分雇之前貸、上之御定ニ相準候様ニ被仰渡被下度、(中略)此度三方申会之上取調申上候間、右之趣宜様御差揮被成下度奉存候、以上

天保十五年甲辰五月

銅山方  
木山方  
御薪方  
吟味役

(後略)

(丸括弧内は引用者による)

〔史料2〕は、天保一五年(弘化元年、一八四四)、銅山方・木山方・御薪方の三方の吟味役が連名で、勘定奉行清水衛門に差し出したものである。

三方のうち木山方は藩の林政を統率した機関であり、勘定奉行の中の数人が長官となって、その下に役人が組織された。木山方吟味役は勘定奉行配下の勘定方吟味役のうち、木山方に組み込まれた者である。また、御薪方は木山方の下で藩士に支給する薪炭の生産を支配した機関であり、御薪方吟味役は木山方吟味役が勤めていた。銅山方は不明であるが、木山方・御薪方と同様に考えれば、当時鉱山を管轄していた惣山奉行を長官として、阿仁銅山の支配のために組織された機関であると推察される。銅山方吟味役についても、惣山奉行の配下である吟味役のうち、銅山方に組み込まれた者と考えて差し支えあるまい。この三方は、用途は異なるものの、当該時期にはいずれも材木や薪炭の生産に関わっており、銅山方、つまり惣山奉行は御用炭を含む阿仁銅山向けの材木・薪炭生産を銅山木山役所(下浜木山役所)を通じて支配していた。木山方は、御用炭を含む阿仁銅山向けの材木・薪炭生産を銅山方とともに支配していたが、このほかに青木と呼ばれる針葉樹(主に杉)からの材木生産を担当しており、御薪方は、先述したように藩士に支給する薪炭の生産を支配していた。

本史料によれば、天保飢饉以来の不足によって「山子」が不足しており、銅山方・木山方・御薪方のそれぞれが木羽(板材)・材木・薪・炭を滞りなく生産するために前貸分を増やし、「山子」の雇用を競合していたという。そのため、前貸分は高騰し、「山子」が受け取る労賃を上回って、残賃が生じていた。特に銅山木山役所(下浜木山役所)では残賃が大きな問題となっていたという。そこで、三方及び村々自分渡世の前貸の額を定めることで、これ以上前貸分が高騰して残賃が生じることがないようにしたいと主張している。本史料からは、木山方・御薪方でも、銅山方における直金の釜子不足と同様な労働力の不足状況が生じていたことが窺われる。

そのため三方は、「山子」の確保をめぐる競争し、前節で指摘した労賃の値上げ幅以上に前貸分を増大・高騰させたことで、残賃が問題化したのである。さらに、前節の検討において、直釜の労賃が「脇々」と較べて低いことを理由に値上げされていたことを踏まえると、「山子」の確保をめぐる三方の競争は、前貸分だけでなく、労賃の高騰にも強く影響していたと考えられる。このように、「山子」の雇用を三方が競い合うということは、彼ら「山子」が銅山方・木山方・御薪方における木羽・材木・薪・炭のいずれの生産にも従事できる存在であったことを示している。したがって、「山子」はある時期には釜子として雇用されていたも、三方の労賃・前貸分を比較して、柔軟により好条件の稼ぎに変更できたのである。

文政末年から問題化し、天保より弘化期に深刻化した直釜の釜子不足は、天保飢饉の影響に加えて、多種類の林産物を生産できた「山子」が、競争によって値上がり続ける三方の労賃・前貸分、および領内や他領におけるその他の稼ぎの労賃を比較し、労賃の低い直釜よりも好条件の稼ぎ口へ積極的に身を転じた結果であった。<sup>(48)</sup>

#### 四 弘化元年直釜にみる変容の実態

こうした釜子の不足は、結果的に弘化二年(一八四五)に直釜の入札請負化をもたらした。本章では、この直前となる弘化元年の直釜を検討し、釜子の不足が直釜に与えた影響の実態を明らかにする。

まず、阿仁四か山からの、弘化元年六月より翌年五月に要する御用炭注文量を表5に示した。四か山が注文した御用炭の合計量は五九万五〇〇貫目となり、阿仁銅山最大の小沢山だけで注文量の過半を占めた。

近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産

次に、本注文に基づく弘化元年夏釜の実態を表6に整理した。分析にあたり語句の説明をしよう。割付量のうち、A「山元」炭とは山元で焼き出す予定量を、B「正味」炭とは実際に銅山へ納入する予定量を指す。実際の生産量のうち、C「山元買入」炭とは山元で焼き出した量を、D「正味納入」炭とは銅山へ納入した量を指す。AとB、CとDの差は、炭役所から銅山への運送過程において生じる減少分を表し、「減目」と呼ばれた。以上のAとC、BとDは、予定の生産量と実際の生産量という点で対応関係にある。

本表によれば、Bの合計量は五十四万貫目となり、表5の注文量から六万貫目少ない。これは、夏釜の計画段階から六万貫目分は冬釜での生産を予定していることを示しており、直釜の釜子不足によって夏釜だけで注文量を生産できない実状を窺うことができる。

Bの合計量のうち五十一万五〇〇〇貫目は孫沢より松倉の九か所の炭役所における御用炭生産に占める割合は圧倒的に直釜の方が高かった。一方、Aの合計量は直釜だけで六〇万九千六百五〇貫目となり、AとBの間の減目率は一六％となっており、炭役所ごとに大差はない。この減目率を見込んでBからAが決定された。さらに、対応関係にあるAとCを比較する。孫沢を例に取る

表5 弘化元年阿仁4か山の御用炭注文量

納入先	注文量(貫目)	割合(%)
注) 小沢山	320,000	54
真木沢山	155,000	26
三枚山	70,000	12
市之又山	50,000	8
小計	595,000	100
下浜木山役所 ・諸役人	5,000	—
合計	600,000	—

出典：「甲辰年炭注文左之通」(「銅山之木山方御用記」3)より作成。

註) 萱草山と二ノ又山の分を含んだ値。

表6 弘化元年における夏釜の実態

夏釜箇所	割付量(貫目)			実際の生産量(貫目)						炭釜(箇)	釜子(人)		釜子 <sup>1</sup> あたり産すべき炭量	勘定(貫文)					
	A)山元	B)正味	減目率(%)	C)山元買入	焼出率(%)	D)正味納入	納入率(%)	減目率(%)	残貨		%	炭買入代		前貸	払分	残貨			
孫沢	94,400	80,000	15	71,869	76	58,250	73	19	46	44	26	59	2,145	10,354	8,852	1,502	1,957		
笑内	96,000	80,000	17	78,321	82	63,961	80	18	39	42	30	71	2,286	9,869	8,416	1,453	2,927		
仲之沢	93,600	80,000	15	50,094	54	43,524	54	13	35	35	31	89	2,674	7,290	7,116	174	2,671		
繫沢	36,000	30,000	17	18,296	51	15,265	51	17	10	13	9	69	2,769	2,724	2,251	474	977		
直釜	大淵	72,000	註1)																
	長滝	46,800	40,000	15	35,649	76	33,058	83	7	19	19	7	37	2,463	5,131	3,212	1,919	444	
	折渡	29,250	25,000	15	21,354	73	18,187	73	15	12	12	9	75	2,438	2,557	2,385	172	793	
	空岱	82,600	70,000	15	67,181	81	56,320	81	16	39	38	19	50	2,174	8,717	6,756	1,960	1,470	
	松倉	59,000	50,000	15	16,653	28	14,303	29	14	14	15	12	80	3,933	2,117	2,052	65	1,126	
	小計	609,650	515,000	16	412,351	68	346,531	67	16	246	250	172	69	2,439	56,441	47,393	9,047	14,943	
	註2) 請負	—	25,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	540,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

出典：「去卯冬釜より辰夏釜手配形四ヶ山注文差引書帳」「甲辰夏釜役組」「(卯冬釜・辰夏釜出来上り勘定帳抜書)」「(銅山之木山方御用記) 3」より作成。

註1) 大淵炭役所のB)正味炭量は、「去卯冬釜より辰夏釜手配形四ヶ山注文差引書帳」には60,000、「甲辰夏釜役組」には70,000とあるが、減目率を考慮して前者を採用した。

2) 萱草村の吉右衛門が、萱草村郷山之内萱草沢での御用炭生産を請け負った。

3) 1貫目未満、1貫文未満の値は四捨五入した。減目率・焼出率・納入率は小数点第1位を四捨五入した。

近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産

とCはAの七六%を焼き出すに留まる。この値は炭役所ごとに大差があり、松倉では三〇%を下回っている。直釜全体ではAの六八%しか焼き出せていない。同様にBとDを孫沢を例に比較すると、DはBの七三%しか納入できておらず、直釜全体ではBの六七%であった。このように表6によれば夏釜のDの合計量は、Dが不明な請負分についてB通りの生産が達成されたと仮定しても、表5の注文量の約六割に留まった。

この問題について表6で実際の生産量の減目率と割付量の減目率を比較すると、それほど差がないため、弘化元年夏釜における直釜のD不足は、運送中の減目よりもCの著しい不足の結果であったといえる。弘化元年夏釜における直釜のC不足については、「夏釜一方にて冬釜休ニ可致管之所御仕入差支、釜子多勢雇兼、炭出不足いたし、又々冬釜入置候<sup>49</sup>」との記録が残っており、夏釜のみでの注文量の生産を志向したものの、資金繰りが差し支えて釜子を十分に雇用できなかったため、焼き出す炭量が不足して冬釜を実施したという。資金繰りの差し支えについては、藩財政との関連で検討する必要があるが、前章で明らかにした釜子の労賃・前貸分の高騰が強く影響していたことは間違いないだろう。さらに本表では、予定したA通りの生産が実現するためには、雇用された釜子一人あたりがどれだけの御用炭を生産すべきかを算出した。この値と納入率を比較してみると、松倉・繫沢・仲之沢といった釜子一人あたりが生産すべき御用炭量が多い、つまり釜子一人あたりの負担が重い炭役所ほど、納入率が低い傾向が読み取れる。夏釜における直釜のCの著しい不足は、予定通りの釜子を雇用できなかつたためであり、冬釜の実施を余儀なくされたのである。

直釜の勘定を検討すると、雇用された釜子のうちの大部分が残賃を抱えている。天保弘化期(一八三〇〜一八四七)には残賃となる釜子が多かつ

たことは前章で明らかにしたが、弘化元年夏釜はそれを明示している。また、炭買入代と前貸を比較すると、前貸が炭買入代に肉迫しており、前章で明らかにした三方での「山子」雇用の競合の影響で、直釜の前貸が高騰している状況を読み取れる。

弘化元年直釜は、資金繰りが差し支えて予定通りの釜子数を確保できず、夏釜と冬釜の二期による生産を余儀なくされた。<sup>50</sup>資金繰りが差し支えた背景には、釜子不足による労賃・前貸分の高騰が強く影響していたと考えられる。また、前貸を抱える釜子が大部分を占めること、前貸が高騰していることも、実際に確認された。

## おわりに

本稿は、鉱山向けの材木・薪炭生産を、都市向けの材木・薪炭生産と並ぶ近世林業のもう一つの側面と位置付け、秋田藩阿仁銅山炭木山における御用炭生産について、直釜の生産構造とその変容を説明した。

御用炭生産は、当初請負が支配的であったが、宝暦→天明期（一七五一→一七八八）頃から直釜が中心となった。当該時期には宝暦一二年番山縁が立案されており、その徹底を図る藩が、より規制力の強い直釜を志向したものと考えられる。

直釜が比較的安定していた化政期（一八〇四→一八二九）においては、阿仁四か山から注文を受けた銅山木山役所（下浜木山役所）が、御用炭を生産する山林や生産量、仕上値段を取り纏め、直釜に従事する釜子や牛士の雇用を手配した。この下で、炭役所が食料や道具を集荷して釜子に供給し、生産された御用炭を集荷して牛士などに各銅山へ納入させた。直釜は釜子

にとつて、生産に必要な食料・道具を供給し、稼ぎ口を提供する重要な存在であり、地域社会の再生産を支える役割をも有していたと考えられる。

しかし、文政末年から釜子不足が問題化し始め、天保→弘化期（一八三〇→一八四七）にかけて深刻化すると、直釜の継続は不安定になった。当該時期の深刻な釜子不足は、天保飢饉の影響に加えて、多種類の林産物を生産できた「山子」が、競合によって値上がり続ける三方の労賃・前貸分、および領内や他領におけるその他の稼ぎの労賃を比較し、労賃の低い直釜よりも好条件の稼ぎ口へ積極的に身を転じた結果であった。こうした深刻的な釜子不足とそれに伴う労賃・前貸分の高騰は直釜に大きな影響を与えたと考えられ、弘化元年直釜の場合には、実際に夏・冬二期による生産が余儀なくされた。このように、直釜における御用炭生産は地域社会との結び付きなくしては存立しえなかつたのである。最後に、こうした直釜の危機的な状況を背景に実施された弘化二年（一八四五）における御用炭生産の入札請負化について検討しておきたい。

弘化二年正月二五日、「今年夏釜より御試のため御直釜被止置、不残御請負ニ被成置候間、入札差出可申被仰渡候」と、直釜の廃止・御用炭生産の入札請負化が命じられた。<sup>52</sup>ただし、当年夏釜の御用炭生産を請け負った荒瀬村が同年二月四日に提出した請書には、請負内容として「笑内御直釜一正味一〇万貫目と「繫沢御直釜」正味二万貫目の合計正味一二万貫目の御用炭を、当年秋中までに小沢山へ納入することが記されており、直釜の廃止というよりも直釜の入札請負化と考える方が実態に即している。さらに、この請書には請負に当たっての「御定」<sup>54</sup>が記されている。主要内容を取り上げると次のようになる。①釜子はこれまで役所で手配してきた釜子をお借りしたい、②運送用の牛もお借りしたい、③釜子の労賃・

牛士の駄賃はこれまで役所が取扱ってきた通りとする、④前貸は役所で取扱われたい、⑤これまでの釜子の残賃は請負の労賃でなるべく返済させる、⑥請負による釜子の残賃は請負人が負担する、⑦炭役所の炭倉・鑪や鍬などの道具を拝借したい、⑧米は四度に分けて支給されたい。

これによれば、釜子・牛士の雇用や前貸・食料・道具の供給は従来通り銅山木山役所(下浜木山役所)が手配する予定であり、一見、入札請負化しても直釜からほとんど変化していない。ただし、重要なのは残賃が生じた場合には請負人の負担となる点であり、藩がさらなる残賃を抱える必要がなくなつたといえる。しかし、この点をもつて直釜の入札請負化を、百姓への責任・負担の転嫁と評価するのは速断に過ぎよう。それは、弘化二年における御用炭生産が、「手配行届、夏釜釜度にて炭焼出候<sup>55)</sup>」とあるように、夏釜二期で予定の生産を達成することができたためであり、藩による御用炭生産の合理化とも評価できるからである。四章で検討したように、前年の弘化元年は釜子不足によつて夏釜だけで生産が完了できず、夏冬二期の生産を余儀なくされていた。わずか一年で御用炭生産が円滑化した要因を、弘化二年における直釜の入札請負化に求めないわけにはいかない。直釜がどのような目的で入札請負化され、それに伴うどのような構造的変容が御用炭生産を円滑化したのかという点は、直釜を評価する上でも重要なため、今後の課題としたい。

註

(1) 加藤衛弘「総合解題 近世の林業と山林書の成立」(佐藤常雄ほか編『日本農書全集五六 林業一』農山漁村文化協会、一九九五年)。

(2) 荻懐一郎「鉾山」(中岡哲郎他編『新体系日本史一一 産業技術史』山川出版社、二〇〇一年)。

(3) 秋田県編『秋田県史第二巻 近世編上』(秋田県、一九六四年)、四六一頁。  
 (4) 植田晃一「江戸時代の金・銀・銅製錬技術」(『日本鉱業史研究』三〇号、一九九五年)。

(5) 毎年五月頃より生産された御用炭は、六月から翌年五月までの精練に用いられる。「炭方南部牛被止置轉引御雇大凡申勘取調之事」(銅山木山方以来覚「一三三」)。よつて、弘化元年の銅生産に用いられた御用炭の総計は判明しない。ここでは便宜的に弘化元年夏釜と冬釜で生産された御用炭量(四章の註(50)を参照、五万四貫目という値には不明確な点もあるが、ここでは大凡の値がわかればよい)を用いた。弘化元年の銅生産量は後掲佐々木④四一九頁による。

(6) 岩崎直人「秋田杉林の成立並に更新に関する研究」(興林会、一九三九年)。以下、岩崎「研究」と略称する。

(7) 前掲「秋田県史第二巻 近世編上」(秋田県、一九六四年)。秋田県編『秋田県史第三巻 近世編下』(秋田県、一九六五年)。秋田県編『秋田県林業史上巻』(秋田県、一九七三年)。

(8) 佐々木潤之介①「近世産銅政策についての一考察—秋田阿仁銅山を中心として—」(『史学雑誌』第六六編第一号・第六七編第一号、一九五七・五八年)。同②「秋田阿仁銅山の経営」(地方史研究協議会編『日本産業史大系三 東北地方篇』東京大学出版会、一九六〇年)。同③「秋田銅山を中心として」(工藤田四郎編『阿仁合郷土誌』工藤田四郎、一九六二年)。同④「第六編近世の秋田下第二章藩政後期の産業 第三節産銅政策と銅山経営」(秋田県編『秋田県史第三巻 近世編下』秋田県、一九六五年)。

(9) 前掲、佐々木③。

(10) 住友林業株式会社社史編纂委員会編『住友林業社史上巻』(住友林業株式会社、一九九九年)。ここでは、別子銅山に要する林産物を供給する銅山附山林の成立、炭山の遠隔地化による経費増大などが詳細に説明されている。このほか重要なのは、仲野義文「銀山社会の解明—近世石見銀山の経営と社会—」(清文堂出版、二〇〇九年)。

(11) 土谷紘子「近世—近代における鉾山と周辺地域に関する研究」(弘前大学博士論文、二〇〇七年)。



(12) 土谷絃子「秋田藩における『雑木』に関する一考察」(『弘前大学國史研究』一三三号、二〇〇七年)。

(13) 乾・坤の合計二冊。東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館蔵(分館一〇六—一〇三四—一〇〇)。以下、史料引用では「銅山木山方旧記」乾一点目を「銅山木山方旧記」乾一のように略記。

(14) 目録及び一—二巻の合計二冊が国立公文書館に所蔵されているが、目録から欠本の二巻の存在が知られる。東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館蔵(分館一〇六—一〇三四—一〇〇)。史料引用では「銅山木山方以来覚」一巻一点目を「銅山木山方以来覚」一—一のように略記。

(15) 一—八巻の合計八冊。東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館蔵(分館一〇六—一〇三三—一〇〇)。以下、史料引用では「銅山之木山方御用記」一巻を「銅山之木山方御用記」一のように略記。

(16) 東北森林管理局旧蔵史料については、加藤衛弘・太田尚宏「国有林史料の調査と近世・近代史研究への展望」(『徳川林政史研究所研究紀要』四〇号、二〇〇六年)を参照。

(17) 炭山山の森林経営については別稿を用意している。

(18) 前掲、岩崎「研究」三三八頁。

(19) 享保一〇年は「享保十巳年惣山奉行秋山喜衛門尋三付、安藤幸左衛門答之条々」(『銅山木山方旧記』乾一九)。宝曆七年は「宝曆八寅年奈良岡兵右衛門銅山片付山能代支配ニ被成置候様申立書、右三付大阿仁小阿仁御山守書上、能代奉行牛尾市左衛門・按津七兵衛伺書」(『銅山木山方旧記』乾一三三)。

(20) 「昔より炭釜役銀上納之御定之事」(『銅山木山方以来覚』一—一)。

(21) 「天明七未年木山下代吉田久炭炭釜調之事」(『銅山木山方以来覚』一—二)。

(22) 小沢・真木沢・三枚・市之又山。一一の銅山は寛政三年以降、この四か山に分けられ、それぞれ支配人が置かれて支配されたようである(前掲佐々木②)。

(23) 厳密には銅山木山役所と下浜木山役所は同義ではない。銅山掛山を支配した銅山木山役所(普通名詞)は、宝曆一年の設置以来統廃合が頻繁であったが、下浜木山役所はその固有名詞の一つである。下浜木山役所は、寛政七年から文化二年、文化四年から同八年、同二年から天保二年までの期間、断続的に設置さ

れて銅山掛山を支配した。天保二年以降は銀山新町下に設置されたというが、天保一四年・弘化元年・同二年には史料上に下浜木山役所の存在が確認され、明確でない。しかし、役所の管轄と場所が変わるだけで、下浜木山役所の職務内容と役割は、直釜が実施されていた時期を通じて銅山木山役所のそれとほとんど変わらないと考える。

(24) 本史料に記される勘定方下役万吉が、その職にあったのは文化一三年から文政六年に限られる。「銅山木山御片附御吟味役・御林役御名前并同所片付下代・勘定方・御山守名前共ニ記録名冊之事」(『銅山木山方以来覚』一〇)。

(25) 「沢分ケ」とは、御用炭を生産する山林を決定することと推測される。この「沢分ケ」や生産量は、番山繰の計画に基づいて決定されたと思われる。役頭とは、当該時期には惣山奉行と考えられる。

(26) 肩数とは炭釜から炭役所までの運送距離を表す単位と思われる。

(27) 「炭方御直任上中勘筆立凡積り之事」(『銅山木山方以来覚』一一一)。

(28) 運送中の減目八〇〇貫目を差し引いた八万貫目が、実際に銅山へ納入される予定量である。この御用炭八万貫目には炭役銀が課せられていたが、これは炭役所の子算として支出されており、釜子に賦課されたものではなかった。

(29) 「文化四巳年より天保四巳年迄拾三年之間炭仕上御入省取調之事」(『銅山木山方以来覚』一一二)。

(30) 「下浜名籍」(『銅山之木山方御用記』一)。本史料は、弘化元年正月の時点で、銅山木山役所(下浜木山役所)に召し抱えられていた者の役職・名前などを書き上げたものである。

(31) (30)と同史料。

(32) (30)と同史料。

(33) (30)と同史料。

(34) 二章第一節の表2、三章第一節の史料1を参照。

(35) 表4の出典である「釜子取扱形炭役人より申出候事、附而釜子品々差引高取調諸品渡方之事」(『銅山木山方以来覚』一一三)は、天保九年正月に作成されている。よって、本史料の示す釜子の稼ぎは、天保八年頃となる。

(36) 「銅山之木山方御用記」七。

- (37) 「鍋座より買入本直段目形老貴目を老杖と唱候事」(銅山木山方以来覚) 六一四。
- (38) 「銅山にて釜子御雇不相濟候内ハ両阿仁・小猿部釜子共他稼被差留候事」(銅山木山方以来覚) 一一一。
- (39) 「釜子并牛士・馬士取扱難法国安小一郎書取を以申上候事」(銅山木山方以来覚) 一一二〇。
- (40) 「釜子取扱米・味噌時相応之願炭役人共より申出候事」(銅山木山方以来覚) 一一二六。
- (41) 勘定方は、銅山木山役所(下浜木山役所)で、阿仁銅山向けの材木・薪炭生産に関わる勘定を扱った。木山金銭請払方のことと考えられる。「中田兵藏銅山支配人並にて木山金銭請払方取纏被仰候ニ付御伺申上候事」(銅山木山方以来覚) 八一―九。
- (42) 「釜子取扱形り炭役人共より申出候事」(銅山木山方以来覚) 一一一三。
- (43) 「釜子直段増井大洲炭附馬買入御入増之事」(銅山木山方以来覚) 一一一五。
- (44) 「釜子取扱拾三増倍ニ被仰渡候事」(銅山木山方以来覚) 一一二八。
- (45) 「岩之助・文吉炭方取扱被仰候ニ付品々被仰渡之事、附而炭役人江も被仰渡之事」(銅山木山方以来覚) 一一二七。
- (46) 「銅山方・木山方・御薪方三方吟味役より山子・釜子御前金減少取調申上候事」(銅山木山方以来覚) 一一三三。
- (47) 前掲『秋田県林業史上巻』(秋田県、一九七三年)。月居忠熙『秋田藩林制正誌』(月居忠熙、一九〇五年)。
- (48) 天保期には釜子不足と同様に、炭役所から阿仁四か山への御用炭運送を担う牛士や馬士も、円滑に確保できていなかった。当該時期には領内の牛馬が不足して盛岡藩(南部藩)領から南部牛士を雇用していた。しかし、前貸が高騰しており、以前は牛士が領内に到着してから前貸を渡していたのに対し、現在では盛岡藩領へ持参しなければ雇用できず、雇用できても規定の日に遅れたり欠落したりと、御用炭運送に支障が出ていたという。(釜子并牛士・馬士取扱難法、国安小一郎書取を以申上候事)(銅山木山方以来覚) 一一二〇。これに対し、藩は表3の炭仕送賦賃に整理したように、南部牛士の待遇を改善した。

- (49) 「甲辰冬釜」(銅山之木山方御用記) 三。
- (50) 表5の注文量のうち、弘化元年夏釜で生産できなかった残りの分の生産は、同冬釜に求められることになる。弘化元年夏釜・冬釜のDの総合計量は、弘化三年の「四ヶ山炭、天保十五辰・弘化二己兩年仕上見競」(以下「見競」)、「銅山之木山方御用記」三)によれば、五四万五三六貫目であった。この値を表5の注文量と比較すると、注文量の約九割となる。ただし、「見競」では弘化元年夏釜のDの合計量を三万五二九貫目、同冬釜のDの合計量を二〇万五三七貫目としており、弘化元年夏釜のDの合計量が表6から考えられるDの合計量と異なる。表6のDの合計量は請負のDが不明であるため明確でないが、直釜のDの小計量のみで「見競」の弘化元年夏釜のDの合計量より約一万貫目多い。表6の出典史料と「見競」のどちらが正確な数値を示しているか判断しがたいが、いずれにしても弘化元年夏釜のDの合計量は、注文量の約六割からそれ以下に留まり、冬釜の実施を余儀なくされたことが重要である。
- (51) 「炭役人隙明被仰渡候事」(銅山木山方以来覚) 一一三七。
- (52) 「御試」とあるが、(51)と同史料によれば当年一二月には炭役人が「隙明」を命じられており、正式に入札請負制となったと考えられる。
- (53) 「荒瀬村炭御請負老冊控」(銅山之木山方御用記) 三。
- (54) (53)と同史料。
- (55) 前掲「四ヶ山炭、天保十五辰・弘化二己兩年仕上見競」(銅山之木山方御用記) 三。

〔付記〕

本稿は二〇一〇―二〇一三年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究課題「東北地方における地域資源の管理・利用に関する社会史的研究」『国有林史料』を中心に(研究代表者・筑波大学大学院生命環境科学研究科加藤衛祐)の研究成果の一部である。また、江戸文化研究会二〇一〇年一月例会、歴史学研究会近世史部同年一〇月例会、千葉歴史学会近世史部同年一二月例会で口頭報告し、多数の御意見をいただいた。記して御礼申し上げる。